

水道料金・下水道使用料計算表

令和6年10月1日より

水道料金			2ヶ月分		
種 別	基本水量 (m^3)	基本料金 (円)	超過料金(1 m^3 につき)	計算式	
一般用	0～10	1,464	0 m^3 ～10 m^3 までの分	－円	1,464円 × 1.1
			11 m^3	－円	1,760円 × 1.1
			12 m^3 ～20 m^3	－円	2,056円 × 1.1
	11	1,760	21 m^3 ～30 m^3	148円	(148×水量－ 904円) × 1.1
			31 m^3 ～50 m^3	178円	(178×水量－ 1,804円) × 1.1
			51 m^3 ～100 m^3	238円	(238×水量－ 4,804円) × 1.1
			101 m^3 ～200 m^3	296円	(296×水量－ 10,604円) × 1.1
	12～20	2,056	201 m^3 ～1,000 m^3	336円	(336×水量－ 18,604円) × 1.1
			1,001 m^3 ～2,000 m^3	366円	(366×水量－ 48,604円) × 1.1
			2,000 m^3 を超える分	386円	(386×水量－ 88,604円) × 1.1
公 衆 浴場用	600まで	50,400	601 m^3 ～2,000 m^3	108円	(108×水量－ 14,400円) × 1.1
			2,000 m^3 を超える分	118円	(118×水量－ 34,400円) × 1.1
臨時用	10まで	7,000	10 m^3 を超える分	600円	(600×水量＋ 1,000円) × 1.1

※ 料金の算定については、2か月の使用水量を1/2にし、1か月当たりの使用水量を求め、端数が生じたときは、計量月を切り捨て、前月を切り上げます。そのため、**11 m^3** については、1か月あたりの使用水量が6 m^3 と5 m^3 となり、それぞれの水量で算定し、1,028円＋732円＝**1,760円(消費税抜き)**となります。

■ 水道料金の計算例(一般用)

2ヶ月間で55 m^3 を使用された場合、超過料金の51 m^3 ～100 m^3 のランクに該当します。
 計算式に当てはめると、(238円×55 m^3 －4,804円)×1.1＝9,114円(消費税込み)になります。

下水道使用料		一般汚水		2ヶ月分	
種 別	基本水量 (m^3)	基本料金 (円)	超過料金(1 m^3 につき)		計算式
一般用	0～10	1,110	0 m^3 ～10 m^3 までの分	－円	1,110円 × 1.1
			11 m^3	－円	1,381円 × 1.1
			12 m^3 ～20 m^3	－円	1,652円 × 1.1
	11	1,381	21 m^3 ～30 m^3	106円	(106×水量－ 468円) × 1.1
			31 m^3 ～50 m^3	130円	(130×水量－ 1,188円) × 1.1
			51 m^3 ～100 m^3	153円	(153×水量－ 2,338円) × 1.1
			101 m^3 ～200 m^3	201円	(201×水量－ 7,138円) × 1.1
	11～20	1,652	201 m^3 ～1,000 m^3	248円	(248×水量－ 16,538円) × 1.1
			1,001 m^3 ～2,000 m^3	307円	(307×水量－ 75,538円) × 1.1
			2,000 m^3 を超える分	366円	(366×水量－ 193,538円) × 1.1

○公衆浴場汚水 1 m^3 につき 35円×1.1

※ 料金の算定については、2か月の使用水量を1/2にし、1か月当たりの使用水量を求め、端数が生じたときは、計量月を切り捨て、前月を切り上げます。そのため、**11 m^3** については、1か月あたりの使用水量が6 m^3 と5 m^3 となり、それぞれの水量で算定し、826円＋555円＝**1,381円(消費税抜き)**となります。

■ 下水道使用料の計算例(一般汚水)

2ヶ月間で55 m^3 を使用された場合、超過料金の51 m^3 ～100 m^3 のランクに該当します。
 計算式に当てはめると、(153円×55 m^3 －2,338円)×1.1＝6,684円(消費税込み)になります。

◎下水道の使用区域内の方は、水道料金に下水道使用料を加えた合計金額で徴収させていただきます。

●水道料金・下水道使用料のお問い合わせは
 大阪広域水道企業団
 四條畷水道センター 料金担当

TEL 072-876-7302